

平成27年1月15日判決言渡 同日判決原本領收 裁判所書記官

平成25年(ワ)第100号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 平成26年10月9日

判 決

長野県小諸市大字平原309番地1

原 告 イー・ステージ株式会社

同代表者代表取締役 鈴木宏信

同訴訟代理人弁護士 野村創

長野県小諸市大字御影新田2399-2

被 告 放射能を考える佐久地区連絡会こと

長岡直仁

同訴訟代理人弁護士 保田行雄

主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告は、原告に対し、1040万円及びこれに対する平成25年6月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、被告の運営するウェブサイト「放射能を考える佐久地区連絡会（脱原発支持@STRKOO）」(<https://twitter.com/STRKOO>) 及び「放射能を考える佐久地区連絡会（脱原発支持@STRKOO）」(<http://twilog.org/STRKOO>) に掲載された別紙記事一覧表1の番号①ないし④記載の各記述を削除せよ。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、被告がその運営するウェブサイト上に平成

25年4月3日及び同月4日の2日間にわたって書き込んだ記事により、原告の名誉を毀損したと主張して、不法行為による損害賠償請求権に基づく損害金（慰謝料及び弁護士費用）及びこれに対する遅延損害金（起算日は訴状送達の日の翌日、利率は民法所定）の支払並びに人格権に基づき名誉毀損文書のウェブサイトからの削除を求めている事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがないか、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。）

(1) 当事者等

ア 原告は、長野県小諸市（以下「小諸市」という。）に本店を有し、一般廃棄物の処分業等を目的とする会社である。

原告は、同市御影新田に、一般廃棄物及び産業廃棄物の管理型最終処分場として設置の許可を受けている御影管理型最終処分場（許可番号：長野県143104号。以下「第1処分場」という。）及び御影第2管理型最終処分場（許可番号：長野県143108号。以下「第2処分場」といい、第1処分場と併せて「本件各処分場」ともいう。）を保有している（甲32の1、2）

本件各処分場は、既に埋め立てが終了しているが、原告は、施設設置者として本件各処分場の管理を行っている。

イ 被告は、放射能を考える佐久地区連絡会（以下「本件連絡会」という。）の代表を務めている。

(2) 本件各記事の書き込み等

被告は、以下のアのウェブサイト（以下「本件ツイッター」という。）及びイのウェブサイト（以下「本件ツイログ」という。）に、別紙記事一覧表1記載の日付欄の年月日ころ、同表の番号①～④の記述欄記載の文章（以下、併せて「本件書込①～④」という。）の書き込みを行い、以下のウのウェブサイト（以下「本件ブログ」という。本件ツイッター及

び本件ツイログと併せて「本件ツイッター等」という。)に別紙記事一覧表2記載の年月日ころ、同表の番号⑤～⑦の記述欄記載の文章(以下当該番号を付して「本件書込⑤」…「本件書込⑦」などという。また、本件書込①～⑦を併せて「本件各書込」という。)の書き込みを行った。

ア 放射能を考える佐久地区連絡会(脱原発支持@STRKOO)

(<https://twitter.com/STRKOO>)

イ 放射能を考える佐久地区連絡会(脱原発支持@STRKOO)

(<https://twilog.org/STRKOO>)

ウ 放射能を考える佐久地区連絡会

(<http://strkoo.blogspot.jp/2012/08/blog-post.html>)

(3) 本件書込①～④中には「strkoo.blogspot.com/2013/02/blog-p」というURLが記載されているが、このURLは、平成24年12月に長野県が実施した第2処分場内又は周辺の水質検査の結果を掲載したインターネット上のページのURLであり、そのページにおいては、測定各地点における電気伝導度、塩化物イオン濃度、臭素イオン濃度の各数値が記載されている。

(4) 本件各処分場の概要等

本件各処分場は、平地を垂直に掘削し壁面をH鋼で補強し、その底面及び壁面に遮水用のゴムシートを敷き、ウレタン吹付を施工して造成され、埋立物は、燃えがら、汚泥及び特別管理産業廃棄物等をセメントで混練したものである。

浸出水(保有水)は、集水管を通して場内に設置してある貯留槽に一旦貯留した後、これを車両運送し、原告の本社内に設置してある排水処理施設で処理し、本社内の焼却施設の冷却水及び散水に利用している。

(甲31, 32, 34, 乙34, 39)

(5) 本件訴状の被告への送達日は、平成25年6月14日である。